

令和8年第3回世田谷区議会定例会提出予定案件

[令和8年9月7日現在]

議 案	3 5	件
認 定	5	件
諮 問	1	件
報 告	3 0	件

【議 案】

<政 策 経 営 部>

- (1) 令和8年度世田谷区一般会計補正予算（第3次）
- (2) 令和8年度世田谷区国民健康保険事業会計補正予算（第1次）
- (3) 令和8年度世田谷区後期高齢者医療会計補正予算（第1次）
- (4) 令和8年度世田谷区介護保険事業会計補正予算（第1次）

<財 務 部>

- (5) 世田谷区民健康村なかのビレジ外2施設改修機械設備工事（令和8年度）請負契約
契約方法 一般競争入札（総合評価方式）（令和8年7月22日）
予定価格 393,228,000円
（消費税及び地方消費税相当分 35,748,000円）
契約金額 370,700,000円
（消費税及び地方消費税相当分 33,700,000円）
相 手 方 東京都港区新橋五丁目35番10号新橋アネックス5F
株式会社イシイ設備工業東京支店
代表者 室 伏 信 二
工 期 令和9年11月5日
支出科目等 令和8年度 一般会計 総務費
区民費 健康村費 工事請負費
債務負担行為
（期間 令和9年度）

(6) 世田谷区本庁舎等整備工事請負契約変更

契約件名 世田谷区本庁舎等整備工事

契約金額 議決金額 42,130,418,000円

既定金額 42,310,114,000円

変更金額 42,781,456,000円

相手方 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号

大成建設株式会社東京支店

代表者 中村有孝

工期 令和11年4月27日

変更理由 工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づき、賃金水準及び物価水準の変動に係る費用を追加する必要があるため。

(7) 財産（電動式移動棚）の取得の変更

契約件名 財産（電動式移動棚）の取得

契約金額 議決金額 211,200,000円

変更金額 210,694,000円

相手方 東京都世田谷区上馬五丁目40番14号

株式会社ヤナギ

代表者 柳雄介

納期 令和8年11月30日

変更理由 世田谷区本庁舎等整備工事において、空調・給排水・電気設備工事間での詳細な調整により、書庫内のスプリンクラーの設置位置や向きの変更等が発生したことに伴い、消防法令を遵守するよう一部の棚の段数を減少させる必要があるため。

<生活文化政策部>

(8) 世田谷区区民健康村条例の一部を改正する条例

改正理由 世田谷区区民健康村の利用に係るキャンセル料導入に伴う一部改正

改正内容 キャンセル料の徴収について規定を追加し、徴収割合を定める。

施行日 公布の日

(9) 世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例の一部を改正する条例

改正理由 メディア工房及び情報プラザの廃止に伴う一部改正

改正内容 メディア工房及び情報プラザに関する規定を削除するとともに、規定の整備を行う。

施行日 規則で定める日

(10) 世田谷区立区民会館の指定管理者の指定

施設名称 世田谷区立世田谷区民会館

候補者 名称 株式会社世田谷サービス公社

所在地 世田谷区世田谷一丁目23番2号 DS第1ビル

指定期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

(11) 世田谷区立世田谷美術館の指定管理者の指定

施設名称 ①世田谷区立世田谷美術館

②世田谷区立世田谷美術館分館向井潤吉アトリエ館

③世田谷区立世田谷美術館分館清川泰次記念ギャラリー

④世田谷区立世田谷美術館分館宮本三郎記念美術館

候補者 名称 公益財団法人せたがや文化財団

所在地 世田谷区太子堂四丁目1番1号

指定期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

(12) 世田谷区立世田谷文学館の指定管理者の指定

施設名称 世田谷区立世田谷文学館

候補者 名称 公益財団法人せたがや文化財団

所在地 世田谷区太子堂四丁目1番1号

指定期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

(13) 世田谷区立世田谷文化生活情報センターの指定管理者の指定

施設名称 世田谷区立世田谷文化生活情報センター

候補者 名称 公益財団法人せたがや文化財団

所在地 世田谷区太子堂四丁目1番1号

指定期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

(14) 世田谷区区民健康村の指定管理者の指定

施設名称 世田谷区区民健康村

候補者 名称 株式会社世田谷川場ふるさと公社

所在地 群馬県利根郡川場村大字谷地1320番地

指定期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

<地 域 行 政 部>

(15) 世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例

改正理由 世田谷区太子堂出張所の移転に伴う一部改正

改正内容 世田谷区太子堂出張所の位置を変更する。

施 行 日 規則で定める日

(16) 世田谷区印鑑条例の一部を改正する条例

改正理由 国の印鑑登録証明事務処理要領の改正等に伴う一部改正

改正内容 印鑑登録申請者の保証人となることができる者の範囲を拡大するとともに、規定の整備を行う。

施 行 日 令和8年11月2日

<保 健 福 祉 政 策 部>

(17) 世田谷区立保健福祉センター条例の一部を改正する条例

改正理由 世田谷区立世田谷保健福祉センターの移転に伴う一部改正

改正内容 世田谷区立世田谷保健福祉センターの位置を変更する。

施 行 日 令和8年10月19日

<障 害 福 祉 部>

(18) 世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴う一部改正

改正内容 児童対象性暴力等の防止に係る規定を追加する。

施 行 日 令和8年12月25日

(19) 世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴う一部改正

改正内容 児童対象性暴力等の防止に係る規定を追加する。

施 行 日 令和8年12月25日

<子ども・若者部>

(20) 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴う一部改正

改正内容 児童対象性暴力等の防止に係る規定を追加する。

施行日 令和8年12月25日

(21) 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴う一部改正

改正内容 ①児童対象性暴力等の防止に係る規定を追加する。

②その他規定の整備を行う。

施行日 ①令和8年12月25日

②令和9年4月1日

(22) 世田谷区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴う一部改正

改正内容 児童対象性暴力等の防止に係る規定を追加するとともに、規定の整備を行う。

施行日 令和8年12月25日

(23) 世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴う一部改正

改正内容 満3歳以上限定小規模保育事業に係る規定を追加するとともに、規定の整備を行う。

施行日 令和9年4月1日

(24) 世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴う一部改正

改正内容 児童対象性暴力等の防止に係る規定を追加する。

施行日 令和8年12月25日

(25) 世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準の改正に伴う一部改正

改正内容 ①児童対象性暴力等の防止に係る規定を追加する。
②その他規定の整備を行う。

施行日 ①令和8年12月25日
②公布の日

<都市整備政策部>

(26) 世田谷区風景づくり条例の一部を改正する条例

改正理由 景観法の改正等に伴う一部改正

改正内容 引用条項の改正等に伴う規定の整備を行う。

施行日 規則で定める日

(27) 世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 東京都市計画下高井戸駅周辺地区地区計画の都市計画決定に伴う一部改正

改正内容 東京都市計画下高井戸駅周辺地区地区整備計画の制限内容を追加する。

施行日 公布の日

<みどり33推進担当部>

(28) 世田谷区立公園条例の一部を改正する条例

改正理由 区立公園の廃止に伴う一部改正

改正内容 世田谷区立若林五丁目公園の廃止

施行日 令和8年10月29日

<道路・交通計画部>

(29) 特別区道路線の認定

(世田谷区桜上水二丁目231番4から233番8まで)

(30) 特別区道路線の認定

(世田谷区給田五丁目12番55から12番57まで)

<教育委員会事務局>

(31) 世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例

改正理由 区立幼稚園の集約化に伴う一部改正

改正内容 ①松丘幼稚園及び桜丘幼稚園を集約し、さくらのおか幼稚園を新設する。
②三島幼稚園及び中町幼稚園を集約し、たまがわのもり幼稚園を新設する。

施行日 令和9年4月1日

(32) 世田谷区立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例

改正理由 区立幼稚園集約化等計画に基づき集約する幼稚園における3歳児保育の開始及び預かり保育の実施日及び提供時間の拡充に伴う一部改正

改正内容 ①集約する幼稚園の対象年齢を4歳児以上から3歳児以上とする。
②集約する幼稚園の預かり保育の時間延長及び長期休業期間中の実施に係る規定を定める。
③預かり保育料の額を変更する。
④その他規定の整備を行う。

施行日 令和9年4月1日

(33) 世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例

改正理由 区立認定こども園の預かり保育の利用に係る区分の廃止等に伴う一部改正

改正内容 預かり保育の利用に係る区分を廃止し、預かり保育料の額を変更するとともに、規定の整備を行う。

施行日 令和9年4月1日

(34) 世田谷区立図書館の指定管理者の指定

施設名称 ①世田谷区立経堂図書館

②世田谷区立下馬図書館

③世田谷区立尾山台図書館

④世田谷区立鎌田図書館

⑤世田谷区立烏山図書館

候補者 ①名 称 下馬・経堂TRC&小田急BSグループ

所在地 東京都文京区大塚三丁目1番1号

②名 称 下馬・経堂TRC&小田急BSグループ

所在地 東京都文京区大塚三丁目1番1号

③名 称 株式会社図書館流通センター

所在地 東京都文京区大塚三丁目1番1号

④名 称 ナカバヤシ株式会社

所在地 大阪府大阪市中央区北浜東1番20号

⑤名 称 株式会社ヴィアックス

所在地 東京都中野区弥生町二丁目8番15号

指定期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

<選挙管理委員会事務局>

(35) 世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 公職選挙法施行令の改正に伴う一部改正

改正内容 世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙運動の公費負担の限度額を改定する。

施行日 公布の日

【認 定】

<政 策 経 営 部>

(1) 令和7年度世田谷区一般会計歳入歳出決算認定

(2) 令和7年度世田谷区国民健康保険事業会計歳入歳出決算認定

(3) 令和7年度世田谷区後期高齢者医療会計歳入歳出決算認定

(4) 令和7年度世田谷区介護保険事業会計歳入歳出決算認定

(5) 令和7年度世田谷区学校給食費会計歳入歳出決算認定

【諮 問】

<生活文化政策部>

(1) 人権擁護委員候補者推薦の諮問

(詳細は別添資料1のとおり)

【報 告】

<政策経営部>

(1) 令和7年度世田谷区財政健全化判断比率の報告

(2) 令和7年度株式会社世田谷サービス公社の経営状況に関する書類の提出

(3) 令和8年度株式会社世田谷サービス公社の経営状況に関する書類の提出

<財 務 部>

(4) 令和7年度世田谷区土地開発公社の経営状況に関する書類の提出

(5) 令和8年度世田谷区土地開発公社の経営状況に関する書類の提出

(6) 議会の委任による専決処分の報告(世田谷区本庁舎等整備工事)

契約件名 世田谷区本庁舎等整備工事

契約金額 議決金額 42,130,418,000円

既定金額 42,246,897,000円

変更金額 42,310,114,000円

工 期 令和11年4月27日

相 手 方 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号

大成建設株式会社東京支店

代表者 中 村 有 孝

変更理由 ①会議室等の鍵管理効率化のため電気制御錠を導入するとともに、風除室の自動扉について、防災センターから一括施錠が可能な仕様へ変更することで、セキュリティ機能の向上を図るため。

②一時的な集中豪雨にも対応できるよう、当初計画していた排水側溝に加え、道路を横断する排水側溝を追加する必要性が生じたため。

③設計段階では、屋上庭園外周部について、中木を生垣状に配置することで、転落のおそれがある箇所への立入りを制限する計画としていたが、利用者の安全性を一層確保する必要があることから、転落防止フェンスを設置するため。

④東2期棟の完成に伴う来庁者の増加を見据え、東1期棟のエレベーターホールに階数表示を追加することで、利便性の向上を図るため。

専決処分日 令和8年8月7日

(7) 議会の委任による専決処分の報告（世田谷区立奥沢中学校校舎棟他解体工事）

契約件名 世田谷区立奥沢中学校校舎棟他解体工事
契約金額 議決金額 302,940,000円
変更金額 329,560,000円
工 期 令和8年7月31日
相 手 方 東京都世田谷区尾山台一丁目17番16号
株式会社テクノエコ
代表者 鍋 島 達 哉
変更理由 ①令和7年3月適用の公共工事設計労務単価に係る特例措置のため。
②工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づき、賃金水準及び物価水準の変動に係る費用を追加する必要があるため。
③工事着手後、杭の規格が既存図面の内容を上回ることが判明し、撤去に必要な機材の変更及び追加作業が発生したため。
専決処分日 令和8年7月17日

(8) 議会の委任による専決処分の報告（世田谷区立大蔵運動公園斜面地保全工事）

契約件名 世田谷区立大蔵運動公園斜面地保全工事
契約金額 議決金額 293,150,000円
変更金額 299,294,600円
工 期 令和8年10月30日
相 手 方 東京都世田谷区鎌田二丁目12番13号
新館建設株式会社
代表者 新 館 豊 浩
変更理由 当初は発生土を現場に仮置きし、埋戻土として利用する予定であったが、想定以上に植物の根が混入していることが判明し、再利用するための分別作業が必要となったため。
専決処分日 令和8年7月30日

(9) 議会の委任による専決処分の報告（世田谷区役所通り電線共同溝工事等委託）

契約件名 世田谷区役所通り電線共同溝工事等委託
契約金額 619,022,432円
工 期 議決工期 令和8年10月30日
変更工期 令和8年12月15日
相 手 方 東京都港区海岸一丁目11番1号
東電タウンプランニング株式会社
代表者 鈴 木 祐 輔
変更理由 本工事路線沿道の民間建築工事と作業帯が競合し、作業帯の離隔がとれず、工期の変更が必要となったため。
専決処分日 令和8年8月21日

(10) 議会の委任による専決処分の報告（擁壁改修工事（池尻四丁目2番先））

契約件名 擁壁改修工事（池尻四丁目2番先）

契約金額 議決金額 555,500,000円

変更金額 580,694,400円

工 期 議決工期 令和8年11月18日

変更工期 令和9年 1月17日

相手方 東京都世田谷区池尻二丁目11番3号

日鋪・高橋組興業建設共同企業体

代表者 東京都世田谷区池尻二丁目11番3号

日鋪建設株式会社関東支店

代表者 下 向 寛

構成員 東京都世田谷区喜多見七丁目27番地

株式会社高橋組興業

代表者 高 橋 利 明

変更理由 ①現場精査の結果、地盤が当初の想定より軟弱であることが判明し、鋼矢板圧入時の施工方法をクレーンによる吊り込み施工へ変更する必要があるため。

②工事着手後、地中障害物が発見され、撤去工事が必要となったため。

③施工敷地内の電柱移設工事の進捗に伴い、西側作業構台設置工の着手時期に変更が生じたため。

専決処分日 令和8年8月21日

<生活文化政策部>

(11) 令和7年度公益財団法人せたがや文化財団の経営状況に関する書類の提出

(12) 令和8年度公益財団法人せたがや文化財団の経営状況に関する書類の提出

(13) 令和7年度株式会社世田谷川場ふるさと公社の経営状況に関する書類の提出

(14) 令和8年度株式会社世田谷川場ふるさと公社の経営状況に関する書類の提出

<スポーツ推進部>

(15) 令和7年度公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団の経営状況に関する書類の提出

(16) 令和8年度公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団の経営状況に関する書類の提出

<経済産業部>

(17) 令和7年度公益財団法人世田谷区産業振興公社の経営状況に関する書類の提出

(18) 令和8年度公益財団法人世田谷区産業振興公社の経営状況に関する書類の提出

<環境政策部>

(19) 議会の委任による専決処分の報告（自動車事故に係る損害賠償額の決定）

当事者 甲（世田谷区）

乙（世田谷区在住）

事故概要 令和7年12月5日、甲車両が集積所整理のため道路脇へ停車し、助手席のドアを開けた際、乙が運転する自転車がドアと接触し、乙を負傷させた。

損害賠償額 370,680円

専決処分日 令和8年8月21日

(20) 議会の委任による専決処分の報告（宅配ボックス損傷事故に係る損害賠償額の決定）

当事者 甲（世田谷区）

乙（アマゾンジャパン合同会社）

事故概要 令和8年2月23日、甲職員が運転する自動車がごみを収集するため後退し、マンション敷地内の歩道状空地に乗り上げた際、歩道状空地内に設置されている乙所有のロッカーの扉に接触し、これを損傷させた。

損害賠償額 770,456円

専決処分日 令和8年7月30日

<保健福祉政策部>

(21) 令和7年度公益財団法人世田谷区保健センターの経営状況に関する書類の提出

(22) 令和8年度公益財団法人世田谷区保健センターの経営状況に関する書類の提出

<都市整備政策部>

(23) 令和7年度一般財団法人世田谷トラストまちづくりの経営状況に関する書類の提出

(24) 令和8年度公益財団法人世田谷トラストまちづくりの経営状況に関する書類の提出

<土木部>

(25) 議会の委任による専決処分の報告（車止め用ポール損傷事故に係る損害賠償額の決定）

当事者 甲（世田谷区）

乙（東京都杉並区在住）

事故概要 令和8年5月11日、甲職員が、自動車を駐車し道路維持作業を行っている際、対向車を避けるため、乙所有の宅地側へ自動車を寄せたところ、甲自動車左側前方が乙所有の防護柱に接触し、これを損傷させた。

損害賠償額 154,000円

専決処分日 令和8年8月18日

<教育委員会事務局>

(26) 議会の委任による専決処分の報告（ガス料金の支払遅延に係る損害賠償額の決定）

当 事 者 甲（世田谷区）

乙（東京瓦斯株式会社）

事故概要 区立学校において、ガス料金の支払いについて遅延が発生した。

※遅延期間：令和８年５月２６日から同年６月３０日まで

損害賠償額 １８円

専決処分日 令和８年８月２１日

(27) 令和８年度世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の提出

<監 査 事 務 局>

(28) 令和８年５月分例月出納検査の結果について

(29) 令和８年６月分例月出納検査の結果について

(30) 職員の賠償責任等に係る監査の結果について

人権擁護委員候補者推薦の諮問

1 主旨

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき市町村(特別区を含む。以下同じ)の区域に配置する市町村長が候補者として推薦した者の中から法務大臣が委嘱している。

また、候補者の推薦にあたっては、市町村議会の意見を聞くことが定められており、このたび、令和8年12月31日をもって人権擁護委員1名が任期満了となるため、後任の候補者を推薦する必要があるため、令和8年区議会第三回定例会にて後任候補者の推薦を諮問する。

【人権擁護委員法第6条第3項】

市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会実業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて、直接、間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

※別紙1「世田谷地区人権擁護委員名簿」参照

2 退任委員

別紙2のとおり

※任期、令和6年1月1日～令和8年12月31日（3年間）

3 推薦候補者

別紙2のとおり

※年齢は令和9年1月1日委嘱時

※予定任期、令和9年1月1日～令和11年12月31日（3年間）

4 今後のスケジュール（予定）

（別紙3「人権擁護委員委嘱までの流れ」参照）

令和8年9月 区議会第三回定例会にて提案

令和8年9月 候補者を法務大臣に推薦

令和9年1月1日 法務大臣が委嘱

参考

1 人権擁護委員法ほか概要（抜粋）

○第9条 委員の任期

人権擁護委員の任期は3年とする。ただし、任期満了後も後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

○第11条 委員の職務

- ・自由人権思想の啓蒙、及び宣伝をすること。
- ・民間における人権擁護運動の助長に努めること。
- ・人権侵犯事件については、その救済のために調査、情報の収集を行い、法務大臣への報告や関係機関に対する勧告など適切な措置を講じること。
- ・貧困者に対し、訴訟の援助や人権擁護のための適切な救済措置を講じること。
- ・その他人権の擁護に努めること。

○委員候補者の年齢要件（法務省人権擁護局長通達）

- ・新任の委員候補者は68歳以下の者
- ・再任の委員候補者は75歳未満の者

2 人権擁護委員が携る主な活動

（1）世田谷区内での活動

- ① 人権擁護相談（各総合支所で毎月5回実施）※事前予約制の対面相談
- ② 中学生人権作文コンテスト（毎年区立中学校2校で実施）
- ③ 人権の花運動（毎年区立小学校4校で実施。児童が花栽培を通し命の大切さを理解し人権意識醸成に繋ぐ活動）
- ④ 「人権週間（12月4日～10日）」にあわせた啓発活動
- ⑤ 世田谷地区人権擁護委員会の会議（年3回開催）

（2）東京法務局での活動

- ① 常設人権擁護相談（月～金曜日電話で実施）
- ② 東京人権擁護委員協議会等の各委員が所属する委員会等の活動（年4～5回）
- ③ 東京人権擁護委員協議会第3部会（品川区・大田区・目黒区・渋谷区・世田谷区）の会議（年3回開催）

世田谷地区人権擁護委員名簿

別紙1

令和8年7月1日現在

氏名	ふりがな	推薦団体	委嘱年月日	満了年月日	当初委嘱	委嘱回数
小島 和子	こじま かずこ	社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会	令和8.4.1	令和11.3.31	平成20.4.1	7回
佐々木 健二	ささき けんじ	世田谷区法曹会	令和8.7.1	令和11.6.30	平成26.7.1	5回
安藤 弘子	あんどう ひろこ	社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会	令和7.1.1	令和9.12.31	平成31.1.1	3回
橋本 文子	はしもと ふみこ	世田谷区保護司会	令和6.7.1	令和9.6.30	令和3.7.1	2回
永田 富美子	ながた ふみこ	世田谷区保護司会	令和6.10.1	令和9.9.30	令和3.10.1	2回
阿部 能章	あべ よしあき	世田谷区法曹会	令和7.1.1	令和9.12.31	令和4.1.1	2回
金武 友江	かねたけ ともえ	世田谷区保護司会	令和7.1.1	令和9.12.31	令和4.1.1	2回
吉本 一哉	よしもと かずや	玉川医師会	令和8.1.1	令和10.12.31	令和5.1.1	2回
林 一仁	はやし かずひと	世田谷区保護司会	令和8.4.1	令和11.3.31	令和5.4.1	2回
小柳 樹弘	こやなぎ しげひろ	世田谷区保護司会	令和6.1.1	令和8.12.31	令和6.1.1	1回
小山 裕美	こやま ひろみ	世田谷区法曹会	令和6.7.1	令和9.6.30	令和6.7.1	1回
志賀 厚介	しが こうすけ	世田谷区法曹会	令和7.1.1	令和9.12.31	令和7.1.1	1回
深沢 岳久	ふかざわ たかひさ	世田谷区法曹会	令和7.1.1	令和9.12.31	令和7.1.1	1回
西牧 佑介	にしまき ゆうすけ	世田谷区法曹会	令和7.1.1	令和9.12.31	令和7.1.1	1回
小松 公子	こまつ きみこ	社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会	令和7.4.1	令和10.3.31	令和7.4.1	1回
山本 立真	やまもと たつま	世田谷区医師会	令和7.4.1	令和10.3.31	令和7.4.1	1回
森本 みなみ	もりもと みなみ	社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会	令和8.1.1	令和10.12.31	令和8.1.1	1回
山澤 由美子	やまざわ ゆみこ	社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会	令和8.4.1	令和11.3.31	令和8.4.1	1回
乙井 秀式	おつい ひでのり	世田谷区法曹会	令和8.7.1	令和11.6.30	令和8.7.1	1回
佐藤 三智子	さとう みちこ	世田谷区保護司会	令和8.7.1	令和11.6.30	令和8.7.1	1回

人権擁護委員委嘱までの流れ

